

「トラック等からの墜落災害防止強化運動」実施要領

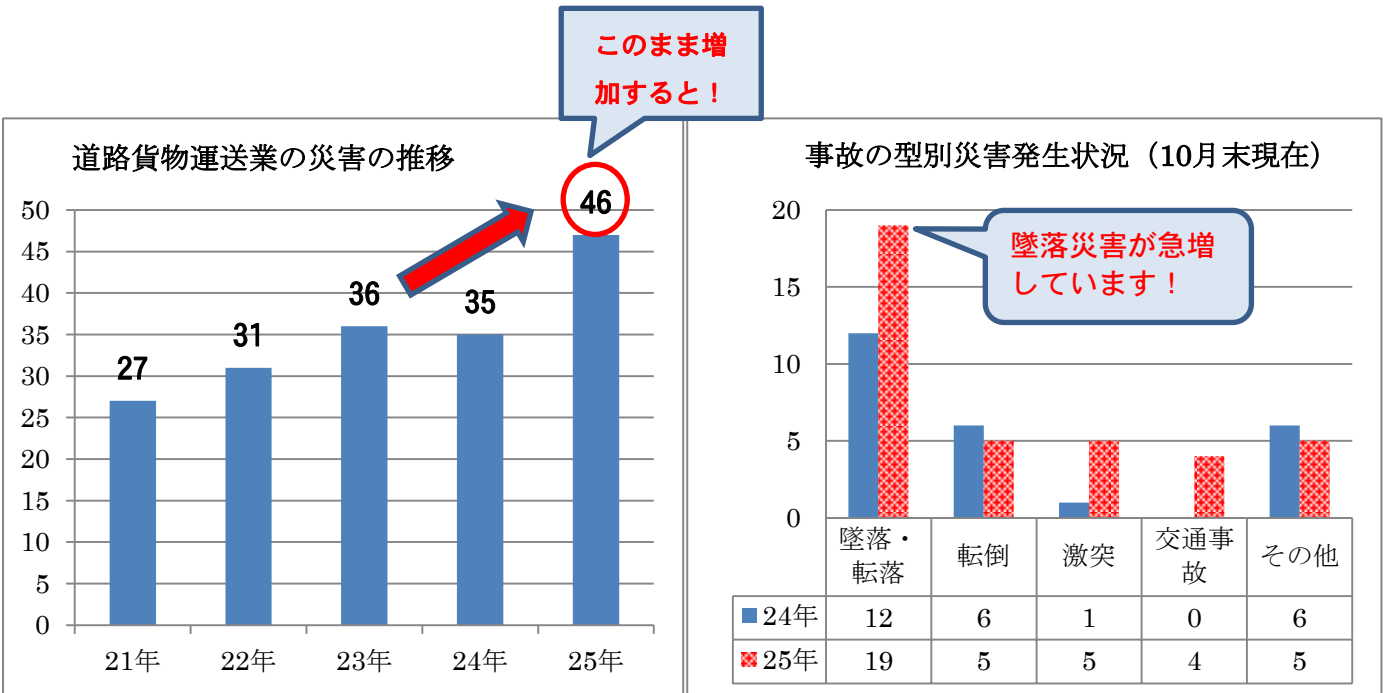
鹿嶋労働基準監督署

道路貨物運送業の休業4日以上災害は、10月末現在で**38件**発生し、前年同期と比較し**13件**の**大幅増加**となり大変憂慮される状況になっています。特に、トラック等からの墜落・転落災害が19件発生し、全体の半数を占めています。

また、道路貨物運送業は、製造業事業者や建設業事業者等の荷主からの依頼を受けて、荷の運搬を行うため、荷の積み込み、積み降ろしを行う場所は広範にわたり、また、荷主の構内でその作業が行われるという特徴があります。このため、道路貨物運送業の労働災害を防止するには、荷主の理解と協力が不可欠となっています。

このようなことから、「トラック等からの墜落災害防止強化運動」を以下のとおり、広く展開し道路貨物運送業の労働災害防止の強化を図ることにしました。

つきましては、道路貨物運送業の事業者及び荷主の皆様が一体となって、労働災害防止に向けてより一層の取り組みをお願いします。



1 運動の取り組み期間

平成25年12月1日から12月31日まで

2 スローガン

「使いましょう ヘルメットと安全帯 落ちる前に身を守ろう！」

3 実施事項

- (1) 運送業の事業者及び荷主が協力して、荷降ろし場所等に取り付けた墜落防止設備(親綱、安全帯等)の点検を行う。(既存の墜落防止設備が有効に機能するように維持管理する)

- (2) 荷主は、トラック等の運転者が墜落防止設備を使用して安全な作業を行うよう、安全パトロール等により指導を行う。(パトロール対象場所に、荷の積み降ろし場所を含める)
- (3) 墜落防止設備の使用に関し、トラック等の運転者から意見を聞いて、問題点があれば改善方法を検討する。
- (4) 運送業の事業者及び荷主が協力して、トラック等からの墜落災害防止に関する安全教育を行う。
- (5) スローガンの掲示、荷の積み込み、積み降ろし場所に「安全帯着用」「ヘルメット着用」の看板を取り付けてトラック等の運転者に注意喚起を行う。
- (6) 荷主構内において運送業の事業者に係る災害が発生した場合は、速やかに災害発生状況を把握し、再発防止の指導を行う。また、安全衛生委員会(安全衛生協議会を含む)を活用し、構内常駐の運送事業者と災害防止に関して意見交換を行う。



正しい服装

